

## 金融商品販売法にかかる重要事項のご説明について

[農作物共済・家畜共済・果樹共済・畑作物共済・園芸施設共済]

農家の皆様へ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

農業共済事業に平素より格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

制度のもと「金融商品の販売等に関する法律」（金融商品販売法）が施行されましたので、農業共済事業は健全な事業運営に努めておりますが、農家の保護を図るため、当組合が取り扱う農業共済事業にかかわる重要事項の説明を行うことになりました。

つきましては、下記の重要事項をご確認下さるようお願い申し上げます。

- ◆ 当組合の実施している農業共済事業は、農家と国が掛金を出し合い共同準備財産をつくり、災害にあったときはその共同準備財産から被災農家に共済金を支払う制度です。農家の自主的な相互扶助を基本とした制度であるとともに、国の災害対策としての公的農業保険制度です。
- ◆ 事業の運営は、当組合と国段階の農林水産省（以下「国」という。）に保険関係を結ぶ２段階方式で危険分散をおこない、平年を越える大災害では、その大災害部分にかかる共済金は国によって補償され、農家の保護が図られています。
- ◆ 掛金は支払共済金に充てますが、被害が少ないときは、将来の共済金支払財源等に充てるため、各共済事業（作物等）ごとに積立金として積み立てておくことになっています。
- ◆ 被害が発生した時に支払う共済金は、国・当組合の２段階で共済金の支払責任を負いますが、大きな災害等で積立財源に不足が生じた場合には、削減することがあります。
- ◆ 財務状況等は、広報誌等により農家の皆様に公開し、健全な事業運営に努めます。
- ◆ ご加入いただいた農家の皆様の引受並びに損害評価に係る個人情報につきましては、農業共済団体内で厳正かつ慎重に扱わせていただきます。

ただし、国の機関や地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行するに当たり協力する必要がある場合、必要最小限度の情報提供を行うことがあります。

※ 上記に関するお問い合わせは、当組合までお願いします。

※ 加入申込書（異動申告書）へ署名または記名押印は、この説明書をご覧いただいた確認の署名または記名押印として兼ねさせていただきます。

山口県農業共済組合

電 話 0 8 3 ( 9 7 2 ) 7 5 0 0

F A X 0 8 3 ( 9 7 2 ) 1 8 1 1

## 勧誘方針

当農業共済組合は、農業保険法に基づき農業者が不慮の事故に因って受けることのある損失を補填して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的として各種の共済事業、保険事業を実施しております。

これら事業の推進に当たっては、「金融商品の販売等に関する法律」に基づいて、次の勧誘方針を定め、適切な事業推進に努めてまいります。

1. 農業保険法、金融商品の販売等に関する法律及びその他法令等を遵守し、適正な事業推進を行います。
2. 組合員・加入者の皆さまの知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な勧誘と情報の提供を行います。
3. 組合員・加入者の皆さまに共済事業の仕組みやリスクの内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
4. 組合員・加入者の皆さまに対する加入推進のための方法及び時間帯について、迷惑となる行為は行いません。
5. 万が一共済事故が発生した場合には、迅速かつ的確な損害評価及び共済金の支払いを行います。
6. 組合員・加入者の皆さまに対し、より適切な加入推進が行えるよう、役職員等の研修の充実に努めます。

山口県農業共済組合